

今週の専門用語



国税の更正、決定等の期間制限

偽りその他不正の行為によりその全部または一部の税額を免れた国税についての決定等は、その決定等に係る国税の法定申告期限から7年を経過する日までできる（通則法70条）。偽りその他不正の行為には、単なる不申告行為は含まれないが、納税者が真実の所得を秘匿し、それが課税対象となることを回避する意図をもって申告しないような場合には、その不申告自体が積極的な所得秘匿工作と同視し得る不正行為といえることから、その不申告行為も偽りその他不正の行為に含まれることになる。



相互協議

移転価格課税等により生じた日本と外国（租税条約締結国のみ）との二重課税解消のため、両国の税務当局間で行われる協議。ただし、納税者は相互協議に直接参加できない上、相互協議によって両国が合意に達するとは限らない。こうした中、二重課税発生の前に、「事前確認に係る相互協議」が利用されるケースが増えており、平成22事務年度においては相互協議の発生件数157件のうち135件は事前確認に係るものとなっている。なお、相互協議の9割以上は移転価格に関するものである。



全部のれん

非支配持分の測定については、非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて認識する全部のれん方式がある。また、非支配持分は、被取得企業の識別可能資産の純額に対する非支配持分割合相当額により測定する購入のれん方式がある。わが国では全部のれん方式は採用されていないが、国際会計基準でも前述の2つの方式について、企業結合ごとの選択適用が認められている。

編集室

◆新事務年度（7月1日～来年6月30日）がスタートしたばかりのこの時期、国税局では、調査審理課・審理事務研修が実施されているが、昨年の審理事務研修からは、組織再編税制も本格的に研修項目に加えられたようだ。

◆かつては、税務職員でさえ完全に理解している者が少ないと言われ、それが税務調査の障害になっていたとの指摘もあった組織再編税制だが、こうして研修項目になるということは、同税制に関する審理や税務調査の“マニュアル化”も相当進んでいるとみていいだろう。このところの同税制に関する税務調査の活発化には、こうした背景もありそうだ。

(Q)

週刊T&Amaster 第462号

2012年8月6日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp